

# 信用保証料補助制度のごあんない

北海道経済部経営支援局中小企業課

道では、原料等価格の高騰や人件費の増加、さらには電気料金の再値上げなど様々なコストアップの影響により、経営に支障を来している中小企業の方々の支援するため、道の中小企業総合振興資金を利用した方の保証料の一部を補助します。

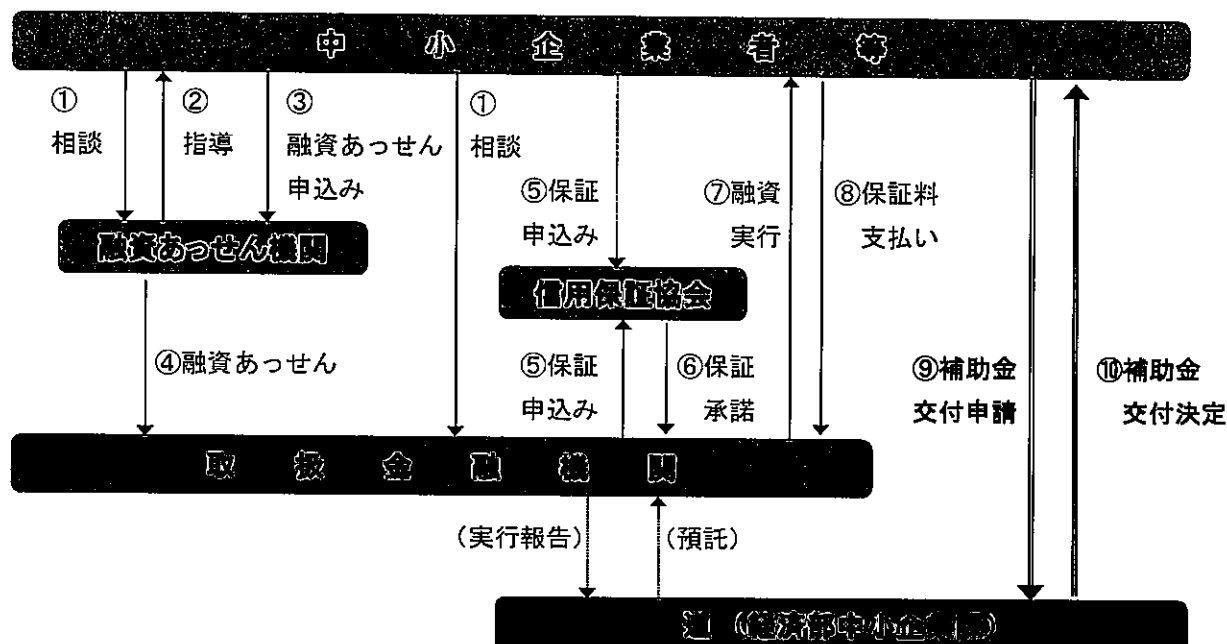
## 1 補助制度の概要

補助を受けられるのは誰？	☞ 信用保証付で道の中小企業総合振興資金を利用される方
対象となる資金は何？	☞ H26.9.16以降に借り入れた「 <b>原料等高騰対策特別資金</b> 」又は「 <b>景気変動対策特別貸付</b> 」が対象です。 ↓ 詳細は下記「2. 資金の概要」を参照ください。
補助の対象は？	☞ 信用保証協会に支払う保証料
補助の割合（補助率）は？	☞ 平成26年度に支払う保証料の10/10以内、ただし <b>保証料総額の1/3</b> を限度とします。
補助金はいつ申請するのか？	☞ 原則、対象となる資金を借り入れた日から30日以内に道（経済部中小企業課）へ申請してください。
補助制度の取扱期間は？	☞ 平成28年3月までに融資を受ける方が対象です。（平成26年度分の受付は、平成27年3月末です。）
保証料率はいくらか？	☞ 中小企業の経営状況に応じて9段階（0.45%～1.90%から）の料率体系になっています。
保証料はどれくらい掛かるのか？ （補助金の交付額は？）	☞ 上記の保証料率のほか、融資金額や融資期間に基づき算出します。 例えば、保証料率1%の企業が、1,000万円を分割返済で10年間借りた場合、保証料は550,000円（道からの補助金は183,333円）になります。

## 2 資金の概要

	原料等高騰対策特別資金	景気変動対策特別貸付
資金のポイント	原料等価格の高騰の影響によって、売上原価や販管費(人件費を除く)が増加している場合に利用できます。	人件費の増加や商品仕入など様々なコストアップの影響によって、利益や売上が減少している場合に利用できます。
資金用途	運転資金又は設備資金	
融資金額	1億円以内	5,000万円以内
融資期間	10年以内（うち据置3年以内）	
融資利率	《固定金利》 年1.3%～年1.5% 《変動金利》 年1.3%	《固定金利》 年1.4%～年2.0% 《変動金利》 年1.4%

### 3 資金の融資から補助金申込みまでの流れ



### 4 申請に必要な書類

- ① 補助金等交付申請書（経済第51号様式）
- ② 信用保証料の支払に係る金融機関の受領証明書（補助金交付要綱別記様式）  
（融資を受けた金融機関で作成されますので、金融機関に発行を依頼して下さい）
- ③ 北海道中小企業総合振興資金融資あっせん申込書（あっせん機関の押印があるもの）の写し  
（融資要領別紙共通第1号様式）
- ④ 信用保証協会が発行する「信用保証決定のお知らせ」及び「信用保証書」の写し
- ⑤ 口座振替払申出書

上記①、②及び⑤の様式については、次のアドレスで入手できます。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/osk/knv/uuushi/hoshouryouho.io.htm>

### 5 申請書類の提出先

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部経営支援局中小企業課金融グループ

### 6 お問い合わせ先

本補助金の申請に関し、ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせ下さい。

北海道経済部経営支援局中小企業課金融グループ

電話 011-204-5346（直通）（平日）8:45~17:30

FAX 011-232-1041

E-mail: keizai.chushokigy01@pref.hokkaido.lg.jp